

令和5年度第1回仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 会議録

- 1 日時** 令和5年4月26日(水) 14:40 ~ 15:50
- 2 会場** ショーケー本館ビル3階会議室
- 3 委員** 委員数15名 (出席委員13名 欠席委員2名)
- (1) 出席委員 佐藤哲也専門分科会長、中嶋嘉津子専門分科会副会長、
荒井康子委員、飯島典子委員、神谷哲司委員、川村美智委員、
佐藤富美子委員、高橋香子委員、丹野由紀委員、土倉相委員、
内藤梓委員、平山乾悦委員、三浦正幸委員
- (2) 欠席委員 千葉亨委員、村田祐二委員
- 4 会議録署名委員** 飯島典子委員、平山乾悦委員

5 議事

- (1) 報告事項
- ① 児童虐待の防止等に関する法律第13条の5による報告
 - ② 措置・里親審査部会の審議状況の報告
 - ③ 保育所等認可審査部会の審議状況の報告
 - ④ 子ども権利擁護部会の設置について
- (2) 協議事項
- ① 令和5年度の審議スケジュールについて

議事要旨

- 1 開会**
- 2 こども若者局こども家庭部長挨拶**
- 3 委員紹介**
- 4 職員紹介**
- 5 議事**
- (1) 報告事項
- ① 児童虐待の防止等に関する法律第13条の5による報告
資料1に基づき、相談指導課長が説明
- (質疑応答) なし
- ② 措置・里親審査部会の審議状況の報告
資料2に基づき、相談支援課長が説明
- (質疑応答) なし

③ 保育所等認可審査部会の審議状況の報告

資料3、資料3別紙に基づき、幼保企画課長が説明

(質疑応答) なし

④ 子ども権利養護部会の設置について

資料4に基づき、子育て安心担当課長が説明

(質疑応答)

土倉委員 子どもアドボケイト派遣事業について、仙台天使園でもモデル事業の段階で関わらせていただいた。令和4年度は一時保護所と児童養護施設にも子どもアドボケイトを派遣したところであるかと思うが、社会的養護のもとにある子どもたちから広く意見を聞くために、今後どのように広げていく予定なのか。里親やファミリーホームについても子どもの意見を聞く環境を整えていく必要があると思うが、そちらの計画も伺いたい。

資料4「2 部会での調査審議対象」の「関係機関からの申立て等に関する事項」にある「関係機関」を具体的にお示しいただきたい。

子育て安心担当課長 現在、児童養護施設については、仙台天使園でのみ子どもアドボケイトの派遣を行っている。なお、もう一か所派遣先を増やす予定で準備しているところである。市内には児童養護施設が4施設、宮城県内には5施設あり、1年に1～2施設ずつ派遣先を増やし、すべての児童養護施設に派遣することを目指している。里親、ファミリーホームへの派遣についてはその次の段階の検討を想定している。

子どもに関わっている関係団体は、具体的には要保護児童対策地域協議会に所属しているような団体が想定される。医療機関や学校なども該当する。

審議案件への対応手順としては、特定の子どもに関わる団体から、具体的に、子どもの措置されている状況に課題があるのではないかという旨の報告が事務局にあった場合に、措置の状況やその環境等について調査を行い、調査結果について部会で協議し、協議結果を意見として当該子どもが入所している施設や児童相談所に具申する、という流れになる。

土倉委員 イメージとしては理解した。児童養護施設等で、社会的養護のもとにある子どもたちの意見をすぐに聴くような動きが始まっているが、里親、ファミリーホームでは、子どもアドボケイトの派遣が同じタイミングでは進まない状況とのことである。そうなると、例えば、里親、ファミリーホームの意見を、里親、ファミリーホームから事務局に伝えることで関係機関からの報告とみなすことができるのか。また、学校よりも密接に関わっているわけであるから、子どもアドボケイトの代わりとして子どもの意見を代弁することは可能であろうか。

子育て安心担当課長 里親、ファミリーホームも関係機関であるので、申し立ていただければ、調査を行う。子どもアドボケイトの派遣先も同時並行で増やしていく。

土倉委員 社会的養護の子どもたち全体の中で不公平がないよう、事業が行き届くまでは、柔軟な対応をし、どの子どもからも同じように意見を吸い上げてほしい。

「自分が意見を言ってもしょうがない」「大人は自分の意見を聞いてくれない」という想いを抱えている子どもが、社会的養護の子どもたちの中にはとても多いように感じる。そのような想いを持ったまま大人になってしまうと、「他人を信じられない」など、悲観的なとらえ方が定着してしまうことになる。

そのような子どもが一人でも減るように、この事業では柔軟に、子どもの意見を受け取る雰

困気を作ってほしい。

佐藤専門分科会長 最後の一人まで取り残さないという崇高な理念のもと、社会的養護の子どもの中で、不公平にならないよう、柔軟な対応を検討いただきたい。

こども家庭部長 「家庭的養育の推進」は、本市で計画を立て、様々な取り組みを進めている。その中で、アドボケイト事業においては「子どもの声を聴く」ということで、調整できることから事業を行っている。このように、取り組みを一步一步進めながら、事業の進捗等も確認しつつ、議論を前に進められるようしっかりと対応していきたい。

中嶋専門分科会副会長 里親当事者として、子どもたちをお預かりしている。確かに、社会的養護の子どもたち全体の中で不公平がないようにということは、里親、ファミリーホームに委託されている児童が仙台市で増えていることからしても、その通りであると考え。

申し立てまではいかないかもしれないが、意見表明のきっかけになる場として、多くの里親・里子が児童相談所で定期的に行う、母子分離面接がある。その場では、子どもと児童心理司・相談員が会話するという、大変貴重な場面がある。子どもの意見表明のきっかけの場として、この面談を有効活用すれば、全体での不公平が減るのではないかと思った。里子は幼児や小学生とは限らない。その成長度合いに応じた意見があると思う。

飯島委員 資料3中【児童福祉審議会を活用した子どもの意見表明モデル】にて、「施設職員等」とあるが、「等」とは具体的に誰を指すのか。

社会的養護の子どもたちの中には、意見表明をすることに対する経験の少なさから、意見表明が難しい子どもが想定される。資料3中【児童福祉審議会を活用した子どもの意見表明モデル】では、子どもの意見表明先が施設職員のみのように見受けられるが、子どもアドボケイトに直接意見表明できるようなシステムはないのか。

子どもたちが子どもアドボケイトに直接意見表明を行うことが可能である場合、子どもアドボケイトが専門性を持っている必要があると思うが、どのような人物が配置されるのか。

子育て安心担当課長 「施設職員等」は、施設職員以外に、里親、ファミリーホーム職員、その他社会的養護の子どもたちが生活している場所にいる関係者が該当する。

施設職員も子どもたちの声を聴いているとは思いますが、飯島委員のご指摘のとおり、意見表明が難しい子どもたちのために、子どもたちの声を聴く先をもう一つ増やす、という目的で、この事業を開始した。

また、子どもアドボケイトの派遣については、知見のある方を派遣できる団体に委託している。

本部会は、部会の議題としてもよいか、議題にしてほしいかということも含め、大人の判断ではなく、子どもの気持ちを大前提として部会を開催することになっている。

飯島委員 「子どもがどこからでも自分の意見を表明できる」ことが理想的だと感じた。そのため、例えば、子どもが受けている措置の中で学校等も関わった場合、教員に子どもが言ったことが、学校内だけではなく、「子どもの権利養護部会」にも伝わり、意見表明という形になるよう、「施設職員等」はどの範囲までかを聞かせていただいた。

また、子どもの権利養護に関わる倫理の面での専門性も、子どもアドボケイトには重要だと考えられるため、配慮願いたい。

子育て安心担当課長 補足として、子どもアドボケイトは養成講座を受講した者としており、養成講座の中には子どもアドボケイトに必要な内容を盛り込んでいる。

神谷委員 資料3「3 審議案件への対応の流れ」で、「審議案件が生じた場合は、調査員が事前調査・照会を行い」とあるが、「審議案件が生じた場合」の前に、「子どもからの意見表明があり」や「施設からの報告があり」といった前段階があるとより分かりやすいのではないかと考える。子どもからの意見をもとに対応している、という部分を表現したほうが良いと考える。

佐藤分科会長 【児童福祉審議会を活用した子どもの意見表明モデル】の子どものイラストの位置や説明に付け足すことで対応できるかと思う。よろしくお願ひしたい。

児童相談所長 児童福祉法が改正となり、子どもアドボケイトあるいは関係機関を介しての子どもの意見聴取を行う、という大きな流れがある。また、児童相談所自身も、措置の決定時には子どもの意見をしっかり聞くようにと通達がでている。具体的には、子どもと児童相談所担当者の所見を分けて記録するなど、子どもが自分の将来について、自分で考えて決められるよう配慮することが平成6年から求められ、対応しているということもご承知おきいただきたい。

(2) 協議事項

① 令和5年度の審議スケジュールについて

資料5に基づき、総務課長が説明

(質疑応答)

全委員 (異議なし)

佐藤専門分科会長 それでは、令和5年度の審議スケジュールについては、事務局案通り進めてまいりたい。最後にこれまでご説明いただいた事項以外について何かあるか。
なければ、以上で本日の議事を終了する。

6 閉 会

以上